

令和6年度 山形県地域職業訓練実施計画

令和6年4月1日
山形労働局
山形県
独立行政法人 高齢・障害・求職者
雇用支援機構 山形支部

第1 総則

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、山形県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、山形労働局、ハローワーク、山形県等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第2 労働市場の動向と課題等

1 労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率や完全失業率の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、足下の令和5年12月現在では求人の持ち直しの動きが堅調である。一方、コロナ禍から経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうし

た中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて、企業規模等によっては、DX等の進展への対応が遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量とも不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重要化に計画的に取り組むこととしている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和5年度の新規求職者は、令和5年12月末現在で36,701人（前年同月比4.2ポイント増加）であり、そのうち求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性がある者の数は令和5年12月末現在で、14,999人（前年同月比1.5ポイント増）であった。

これに対し、令和5年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

<令和5年4月～12月>

離職者に対する公共職業訓練 535人（前年同月比11.0ポイント減）

求職者支援訓練 427人（前年同月比42.8ポイント増）

また、令和5年度の就職率は、令和5年12月末現在で公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練が78.7%、委託訓練が66.1%、求職者支援訓練の基礎コースが58.2%、実践コースが52.6%であった。

注：就職率は、令和4年10月末から令和5年6月末までに修了した者の訓練修了後3カ月における雇用保険適用就職（公共職業訓練は雇用保険適用相当就職を含む）した者の割合。

第3 令和6年度の公的職業訓練実施計画の実施方針

令和4年度及び5年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

① 応募倍率が低く、就職率が高い分野があること。（例：介護分野）

- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野があること。(例：IT分野)
- ③ デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在があること。
- ④ 委託訓練の計画数と実績は乖離しており、さらに令和5年度は委託訓練受講者数が減少していること。

以上のような課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和6年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ① について：
 - ・ 受講がスムーズにできるよう地域性を考慮した訓練実施時期の設定等を検討する。
 - ・ 訓練実施機関からの求職者向け説明会を実施するなど、工夫した訓練の周知を行う。
 - ・ 早い段階での訓練情報を求職者に提供し、受講勧奨の強化を図る。
- ② について：
 - ・ 必要とされる人材ニーズに見合った訓練カリキュラムを検討する。
 - ・ 訓練修了者への就職支援を強化する。(企業への求人開拓等)
- ③ について：
 - ・ 職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。
- ④ について：
 - ・ 開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行う。

また、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、効果検証を行う目的で設置されたワーキンググループの検証結果報告に基づき、受講希望者のキャリアプランに沿った受講を推進し、且つ就職率の向上を図るため、訓練カリキュラム等の詳細な情報提供を行うほか、「訓練修了者歓迎求人」等の確保に努める。

第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

1 離職者に対する公的職業訓練

(1) 離職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数及び目標

(国の施設内訓練)

対象者数 282 人

目標就職率 82.5 %

(委託訓練)

対象者数 733 人

目標就職率 75.0 %

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

離職者に対する公共職業訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

(ア) 職業訓練の内容等

- ・ 職業訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会

の提供にあつては、山形県が実施する施設内訓練との役割分担を踏まえる。

- ・ 国の施設内訓練については、民間教育訓練機関では実施できない、ものづくり分野において実施する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

(イ) 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指すコースや企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置に加え、DX推進スキル標準に対応した訓練コースについて、委託費の上乗せ措置の対象とすることにより、訓練コースの設定を推進する。

また、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの窓口職員の知識の向上や、職業訓練実施施設による事前説明会等に参加できる機会の確保を図るとともに、就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取組、十分な就職支援を実施する。

- ・ ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースを充実させる。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。

また、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

- ・ 委託訓練については、計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努めるとともに、開講時期の柔軟化、受講申込の締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等受講者数増加のための取組を行う。

(ウ) 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（e ラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・ 雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等、特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施する。

(2) 求職者支援訓練

ア 対象者数及び目標

対象者数 訓練認定規模の上限 650人

目 標 雇用保険適用就職率：基礎コース 58 %、実践コース 63 %

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

(ア) 職業訓練の内容等

- ・ 基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の 30%程度

実践コース 訓練認定規模の 70%程度

その際、デジタル分野等の成長分野や人材確保が困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

また、育児中の女性等で再就職を目指す者、未内定のまま卒業する新卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する者、生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者で不安定な就労についている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

実践コースのうち、

介護系	実践コース全体の訓練認定規模の	10%程度
医療事務系	実践コース全体の訓練認定規模の	15%程度
デジタル系	実践コース全体の訓練認定規模の	30%程度
うち IT系	実践コース全体の訓練認定規模の	15%程度
うち WEB デザイン系	実践コース全体の訓練認定規模の	15%程度
営業・販売・事務系	実践コース全体の訓練認定規模の	35%程度
その他の成長分野等	実践コース全体の訓練認定規模の	5%程度
分野別共有枠	実践コース全体の訓練認定規模の	5%程度

- ・ 新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。
 - 基礎コース 30%
 - 実践コース 30%
- ・ 新規参入枠については、上記の値を超えてはならないこととするが、一の申請対象期間における新規参入枠以外の設定数（以下「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・ 新規参入枠については、職業訓練の提案等が良好なものから認定、実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・ 山形県においては、特定求職者が県内各地域において、職業訓練を受ける機会、選択肢を十分確保するために、特定の地域・訓練実施機関に偏ることがないように、原則として四半期ごとの認定における訓練実施機関の認定上限枠を設けることとする。

基礎コース	認定上限	1コース
	定員上限	30人
実践コース	認定上限	1コース（系毎とする）
	定員上限	30人

※なお、上記の認定上限枠については、訓練認定規模の定員に満たない場合等やむを得ない事情がある場合は、これまでどおり上限を超えて認定しても差し支えないこ

ととする。

- ・ 受講者に対する訓練終了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

注1 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する。

(短期間・短時間訓練コースの設定について、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすくなるよう四半期にこだわらず受付期間を設定する。

なお、地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。)

注2 一度認定されたものの開講されずに中止となった場合は、訓練コース分の余剰定員を同一年度内の同一分野での認定に振り替えることを可能とする。

注3 実践コースにおいて設定された訓練分野において、当該訓練分野の訓練コースが認定されなかった場合の余剰定員は、同一認定単位期間の「その他」分野(「営業・販売・事務分野」などを含む)に振り替えを可能とする。

注4 実践コースへの申請が四半期ごとの各系における訓練認定規模を下回った場合は、余剰定員を同一認定期間内の他の系に振り替えることを可能とする。

また、第4四半期(必要と認める場合は、第3四半期も含む)に限っては、認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止コースの繰越し分について、基礎コースと実践コース間の振り替えや、実践コースの他の分野への振り替えを可能とする。

注5 本計画において示した内容は、次のイからロまでに掲げる事項を除き、地域協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

イ 訓練認定規模を超えてはならないこと

ロ 新規参入枠は上に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないこととならないこと

(イ) 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乘せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練(eラーニングコース)におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置に加え、DX推進スキル標準に対応した訓練コースの設定を推進する。

また、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの窓口職員の知識の向上や、職業訓練施設による事前説明会等に参加できる機会の確保を図るとともに就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取組、十分な就職支援を実施する。

- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進するとともに、職業訓練の受講がスムーズにできるよう、地域性を考慮した訓練実施時期の設定等を検討する。

さらに、ハローワークにおいて、求職者に対し訓練開始時期を見据え、早い時期に訓練情報の提供を行い、訓練実施機関を介して説明会を実施するなど周知を強化する。

(ウ) 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

計画期間中の公的職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

分野	全体計画数 定員	公共職業訓練（県）		公共職業訓練（機構） 定員	求職者支援訓練 定員	
		施設内 定員	委託 定員			
		公共職業訓練（離職者向け）＋ 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	128		60
	営業・販売・事務分野	310		150	160	
	医療事務分野	134		66	68	
	介護・医療・福祉分野	152		107	45	
	農業分野	0				
	旅行観光分野	0				
	デザイン分野	88		20	68	
	製造分野	172	20		152	
	建設関連分野	90			90	
	理容・美容分野	0				
	その他分野（※2）	416		330	46	
	求職者支援訓練（基礎コース）	195			195	
	合計	1,685	20	733	282	650（※1）
	（参考）デジタル分野	312	0	80	96	136

注）※1 就職氷河期対策実施分を含む。

※2 年度当初において、分野設定が未確定分を含む

2 在職者に対する公共職業訓練等

(1) 対象者数

公共職業訓練（在職者訓練） 920 人
生産性向上支援訓練 1,519 人

(2) 在職者訓練の内容

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び

技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、ポリテクセンター山形に設置した生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。

ものづくり分野においてはDX等に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。

訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。

《山形県》在職者訓練（公開講座）

主に高度な技術の習得希望者や少人数制の研修希望者を対象。

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	コース名
県立 産業技術短期大学校	28	161	機械工学セミナー、 DXを実現するための生産改善セミナー、 IoTセミナー、他
県立 産業技術短期大学校 庄内校	16	80	シーケンス制御入門、 マシニングセンタ入門、 3次元CAD入門、他
合計	44	241	

《山形県》在職者訓練（向上訓練）

主に技能検定等の資格取得希望者や新たな知識や技能・技術を習得したい希望者を対象。

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	コース名
県立 山形職業能力開発専門校	37	555	ビジネススキル基礎、会計の基礎、 AutoCAD基礎、3D CAD基礎 (Fusion360)、 生産管理基礎、品質管理基礎、 オーダーメイドコース、他
県立 庄内職業能力開発センター	4	124	アーク溶接特別教育(2コース)、 オーダーメイドコース(2コース)
合計	41	679	

《ポリテクセンター山形（生産性向上人材育成支援センター）》

在職者訓練

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	訓練分野
ポリテクセンター山形	83	829	◎機械系・・・・・・・・ 44コース 446人 ◎電気・電子系・・・・ 13コース 130人 ◎居住系・・・・・・・・ 26コース 253人
合計	83	829	

※地域ニーズを把握したうえで、計画したもの。

生産性向上支援訓練

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	訓練分野
ポリテクセンター山形	—	690	◎生産性向上支援訓練 ①うちDX対応コース・・・ 180人 ②うちミドルシニアコース・・・ 50人 他
合計	—	690	

- ① 中小企業等でDXに対応するための人材育成に向けた生産性向上支訓練
- ② 70歳までの就業機会の確保に資する中高年齢層向けの生産性向上支援訓練

3 学卒者に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

対象者数 460人 (専門課程370人、普通課程90人)

(2) 職業訓練の内容等

産業の基盤を支える人材を養成するために、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。

《山形県》高度職業訓練(専門課程)

専門課程として新規学卒者等を対象とした高度職業訓練を実施する。

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	コース名
県立 産業技術短期大学校	7	250	【2年課程】 デジタルエンジニアリング科、 メカトロニクス科、 建築環境システム科、 情報システム科、 知能電子システム科、 土木エンジニアリング科 【1年課程】 産業技術専攻科(社会人等対象)
県立 産業技術短期大学校 庄内校	3	120	【2年課程】 生産エンジニアリング科、 情報通信システム科、 IT会計システム科
合計	10	370	

《山形県》普通職業訓練（普通課程）

普通課程として高卒の新規卒業者を対象とした職業訓練を実施する。

校 名	コース数	定員(人)	訓 練 分 野
県立 山形職業能力開発専門校	2	90	【2年課程】 自動車科（高卒）、 建設技術科（高卒）
合 計	2	90	

4 障害者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標（委託訓練）

対象者数 45人

目標 就職率：55%

(2) 職業訓練の内容

民間企業等に対して委託する障害者委託訓練では、訓練受講対象となる障害者のニーズを把握し、各コースの定員の確保に努める。また、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用の経験の乏しい企業等を開拓するとともに、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。

障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、定員の充足状況や修了者の就職実績を検証しながら、訓練コースの見直しを行うものとする。

当該公共職業訓練の受講者に対し、ハローワーク等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

障害者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

《山形県》障害者等に対する公共職業訓練（委託訓練）

訓 練 種 別	コース数	定員(人)	科 目 名
障害者対象職業訓練	3	15	パソコン基礎科 (パソコンの基礎知識及び基本操作を学ぶ) ※訓練期間は概ね1か月
	1	5	サービス補助科 (施設清掃、介護補助等の基本を学ぶ) ※訓練期間は概ね1か月
	20	20	インターンシップコース(事業所で就労に必要なスキルを身につける。) ※訓練期間は概ね1か月～3か月

	1	5	在職者スキルアップコース (在職者を対象に能力向上を図る) ※訓練期間は概ね3日
合 計	25	45	

第5 その他

山形県は令和6年度に実施する地域リスクリング推進事業について、実施自治体名・事業名・事業概要を記載した一覧を令和6年度に開催される「山形県地域職業能力開発促進協議会」(以下「協議会」という。)へ報告を行い、協議会はその実施状況等を把握し、必要な場合は山形県へ助言を行うこととする。

これを受け、山形県においては、事業の適正な執行を図り、県内事業者のリスクリング取組を促進するものとする。